

地域指定年度	昭和48年度
計画策定年度	昭和49年度
計画見直し年度	昭和61年度
	平成 9年度
	平成18年度
	平成24年度
	平成26年度
	令和元年度
	令和 6 年度

小 牧 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 書

令 和 7 年 3 月

愛 知 県 小 牧 市

目 次

第1 農用地利用計画.....	1
1. 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針	2
(2) 農業上の土地利用の方向	4
ア 農用地等利用の方針	4
イ 用途区分の構想	4
ウ 特別な用途区分の構想.....	5
2. 農用地利用計画変更の基本方針	6
(1) 農用地区域への編入	6
ア 国が実施または補助する農業生産基盤整備事業を過去に実施した土地、実施中の土地又は実施予定がある土地	6
イ 面積が概ね 10ha 以上の一団の農地.....	6
ウ 農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である農用地.....	6
エ 過去に事業実施のため農用地区域から除外したが、事業中止等により当該目的等に供しないことが明らかになった土地	6
(2) 農用地区域からの除外	6
(3) 農用地利用計画	7
第2 農業生産基盤の整備開発計画	8
1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向	8
(1) 北部地区	8
(2) 東部地区	8
(3) 南部地区	8
2. 農業生産基盤整備開発計画	8
3. 森林の整備その他林業の振興との関連	8
4. 他事業との関連.....	8
第3 農用地等の保全計画.....	9
1. 農用地等の保全の方向	9
2. 農用地等保全計画.....	9
3. 農用地等の保全のための活動.....	9
4. 森林の整備その他林業の振興との関連	10
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画.....	11
1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	11
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	11
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	13

2. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策..	13
3. 森林の整備その他林業の振興との関連	13
第5 農業近代化施設の整備計画	14
1. 農業近代化施設の整備の方向	14
(1) 北部地区	14
(2) 東部地区	14
(3) 南部地区	14
2. 農業近代化施設整備計画	15
3. 森林の整備その他林業の振興との関連	15
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	16
1. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	16
2. 農業就業者育成・確保施設整備計画	16
3. 農業を担うべき者のための支援の活動	16
4. 森林の整備その他林業の振興との関連	16
第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画	17
1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	17
2. 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	17
3. 農業従事者就業促進施設	17
4. 森林の整備その他林業の振興との関連	17
第8 生活環境施設の整備計画	18
1. 生活環境施設の整備の目標	18
(1) 安全性	18
(2) 保健性	18
(3) 利便性	18
(4) 快適性	18
(5) 文化性	18
2. 生活環境施設整備計画	19
3. 森林の整備その他林業の振興との関連	19
4. その他の施設の整備に係る事業との関連	19
第9 付図	20
1. 土地利用計画図(付図1号)	20
2. 農業生産基盤整備開発計画図(付図2号 該当なし)	20
3. 農用地等保全整備計画図(付図3号)	20
4. 農業近代化施設整備計画図(付図4号 該当なし)	20
5. 農業就業者育成・確保施設整備計画図(付図5号 該当なし)	20
6. 生活環境施設整備計画図(付図6号)	20
7. 農用地区域に含めないことが相当な土地の図面(付図7号)	20
(1) 農用地区域	21
(2) 用途区分	22

第1 農用地利用計画

1. 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、愛知県の北西部、名古屋市の北方 15km 圏にあり、北部から西部にかけては、犬山市、大口町、江南市、岩倉市に接し、東部から南部にかけては、春日井市、豊山町、北名古屋市に接しており市域は東西約 15km、南北約 9km と東西に長く面積は 62.81km² である。

地形的には、北東部の天川山を最高標高とした山地と、これに続く篠岡地区が丘陵を形成し、中央から西部は木曽川の沖積平野になっている。愛知用水、木津用水、入鹿用水の3主要用水を利用し、恵まれた条件のもとで稲作を中心に野菜、果樹生産の適地となっている。

このような自然的、社会・経済的条件のもとで営まれてきた本市の農業であるが、昭和40年代に積極的に工場や住宅団地の誘致を図ってきたことや、国の高度経済成長政策による人口の都市集中及び東名・名神高速道路、中央自動車道の開通に伴い、交通主要都市へ成長したことにより、農業労働力が第2次、第3次産業へと流出している。このため、農地の減少や農業従事者の高齢化と後継者不足などの問題が提起されているが、今後これらの課題に対し、農地の利用集積等を積極的に進めるとともに、農地の持つ保水性、景観資源としての農地の機能保全に努める。

本市は、バランスのとれた土地利用の推進と都市施設の適正な配置など、調和のとれた豊かなまちづくりを目指し、農業生産基盤整備事業による公共投資のあった農用地及び 10ha 以上の集团的農用地は優良農用地として適正に保全を図る。

また、都市計画マスタープランにおいて、産業候補地区として位置付けられた(都)国道 41 号沿線や県営名古屋空港周辺等の地区については、土地利活用の熟度が高まった場合や経済事情の変動その他情勢により、市街化区域への一部編入の必要が生じた場合は、具体的な土地利活用や施設立地のための規制・誘導を行い計画的な市街地の形成を図る。

なお、優良農地の保全や農業基盤整備を行うなど、農業生産性の向上を目指し、農作業の合理化と地域の活性化を促進するため、計画的・合理的な土地利用の調整に努めるものとする。

単位:ha、%

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		宅地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現 在 (令和 5 年)	1,041	40.9	2	0.1	141 (-)	5.5 (-)	539	21.2	824	32.3	2,547	100
目 標 (令和 14 年)	908	35.6	2	0.1	131 (-)	5.1 (-)	603	23.7	904	35.5	2,547	100
増 減	△133		0		△10		64		△80		0	

(注) ()内は混牧林地面積である。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 1,041ha のうち、a～c に該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地及び次の a～b に該当する農用地以外の農用地約 569ha について農用地区域を設定する方針である。

なお、農用地区域外に見られる集団的農用地等(10ha 以上)については、基準に則した編入に努める。

(農用地としない地域、地区及び施設等の整備に係る農用地)

地域、地区及び施設等の 具体的な名称又は計画名	位 置 (集落名等)	面 積			備 考
		農用地	森林 その他	計	
都市計画道路 江南池之内線	河内屋新田・池之内	ha 1.4	ha 1.1	ha 2.5	
〃 一宮小牧線	三ツ渚・大草	0.4	1.3	1.7	
〃 一宮春日井線	舟津	0.7	0.3	1.0	
〃 名古屋犬山線	南外山・久保一色	0.1	0.3	0.4	
〃 犬山春日井線	上末・本庄	1.2	0.7	1.9	
〃 楽田桃花台線	林	0.1	0.2	0.3	
〃 桃花台高蔵寺線	大草	0.4	0.5	0.9	
〃 角田吉原線	大草	0.1	0.0	0.1	
計		4.4	4.4	8.8	

a 集団的に存在する農用地

10ha 以上の集団的な農用地

b 国または県が実施または補助する農業生産基盤整備事業(防災事業を除く)の施行に係る区域内にある農用地

c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である農用地

ただし、a～c の土地であっても、(a)～(b)に該当する農用地については農用地区域には含まない。

(a) 集落区域内(連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域)に介在する農用地

該当集落数 57 該当農用地面積 約 387 ha

(b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地

・東部丘陵地内の斜度がきつく近代的農業が図れない土地

約 62.5ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち（ア）において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、（ア）において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在、又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等について農用地区域の設定方針

本地域内にある山林原野のうち樹園地等と一体的に管理・保全すべき土地について、農用地区域を設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地区域内の農用地 569ha について、現在は田 389ha(68%)、畑 160ha(28%)、樹園地として 20ha(4%)利用されている。田は水稻を主体に、麦と一部野菜の生産に、畑はさといも、ねぎ等の露地野菜及びトマト等の施設野菜の生産に、樹園地は桃、柿、ぶどう、梨、いちじく等果樹の生産に利用する方針である。また北部地区、南部地区では土地の生産性向上のため、農地中間管理事業等を活用した農地の利用集積を図り、農協受託者部会の活動強化に努める。

本市の農業生産基盤整備は、東部地区において平成5年3月に県営ほ場整備事業が完了したことで、全地区においてほ場整備がほぼ完了している。なお、大正時代に耕地整理の行われた地区に用水路兼排水路が残っており、今後も用排分離を進める必要がある。

単位: ha

区分 地区名	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用 施設用地	計
北部地区	82	—	—	0	82
東部地区	356	—	—	0	356
南部地区	131	—	—	0	131
計	569	—	—	0	569

イ 用途区分の構想

(ア) 北部地区(a)〔河内屋新田、横内、入鹿出新田、村中、岩崎原、岩崎、間々原新田、小牧原新田、久保一色〕

本地区の農用地は、約 82ha で基盤整備はほぼ完了している。基盤整備完了地区内では大型機械を導入した水稻の作付けが行われている。

今後も引き続き効率的な営農を目指していくため、農地中間管理機構、農業協同組合、農業委員及び農地利用最適化推進委員等と連携し農業の担い手への農地集積・集約化を図っていく。

なお、(都)国道41号線及び(都)北尾張中央道沿線の内、一部地域については、都市計画マスタープランの将来都市構造において、産業候補地区として位置付けられている。今後、土地利用の熟度が高まり、産業系土地利用が計画された場合、農用地の集団性が損なわれないよう調整を図りつつ農用地区域からの除外を検討する。

(イ) 東部地区(b)〔本庄、池之内、林、野口、大山、上末、郷西町、下末、大草、高根〕

本地区の農用地は約 356ha で、基盤整備がほぼ完了している。篠岡ほ場整備地区では大型機械を導入し生産性の高い水田営農を確立している。上末、高根の丘陵地は農道整備が完了し、桃・ぶどうの特産地となっており今後も地元農産物の発展を目指していく。

また、引き続き効率的な営農を目指していくため、農地中間管理機構、農業協同組合、農業委員及び農地利用最適化推進委員等と連携し農業の担い手への農地集積・集約化を推進する。

本地区を横断する中央自動車道に接続するスマートICの設置が予定されている。

なお、(都)犬山春日井線の整備が予定されている上末地区、郷西町地区については、都市計画マスタープランの将来都市構造において、産業候補地区として位置付けられている。今後、土地利活用の熟度が高まり、産業系土地利用が計画された場合、農用地の集団性が損なわれないよう調整を図りつつ農用地区域から除外を検討する。

(ウ) 南部地区(c)〔舟津、小木、下小針、藤島、小針、市之久田、多気、北外山〕

本地区の農用地は約 131ha で基盤整備はほぼ完了している。地区内では、大型機械を導入した水稻の作付けが行われており、今後も引き続き効率的な営農を目指していくため、農地中間管理機構、農業協同組合、農業委員及び農地利用最適化推進委員等と連携し農業の担い手への農地集積・集約化を推進する。

また、多気、市之久田の一部では露地野菜の生産が盛んであり、畑の利用率が高い。

今後も地域の特性を生かした営農を継続していくものとする。

なお、県営名古屋空港周辺及び(都)国道41号線沿線については、都市計画マスタープランの将来都市構造において、産業候補地区として位置付けられている。今後、土地利活用の熟度が高まり、産業系土地利用が計画された場合、農用地の集団性を損なわないよう調整を図りつつ農用地区域からの除外を検討する。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2. 農用地利用計画変更の基本方針

小牧市の基本的な考え方として、農用地区域は今後概ね 10 年以上にわたり農用地として利用すべき土地であり、農業振興の基本となる区域として定めるとともに、社会情勢の変化、国の「食料・農業・農村基本計画(令和2年)」、「農用地等の確保に関する基本指針(令和2年)」、県の「愛知県農業振興地域整備基本方針(令和3年)」等の上位計画及び市の人・農地プラン(令和3年度)や都市計画マスタープラン(令和元年度)等との整合性を図りつつ除外は最小限にとどめ、農業生産の基盤となる優良農用地の確保・保全に努めるよう再検討するものとする。

については、農用地区域への編入または農用地区域からの除外にあたり、下記の事項に留意する。

(1) 農用地区域への編入

下記アからエのいずれかの要件を満たす土地について、農用地区域への編入に努める。

ア 国が実施または補助する農業生産基盤整備事業を過去に実施した土地、実施中の土地又は実施予定がある土地

イ 面積が概ね 10ha 以上の一団の農地

農用地区域外に見られる大規模な地区(10ha 以上)については、基準に則した編入に努める。

ウ 農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である農用地

エ 過去に事業実施のため農用地区域から除外したが、事業中止等により当該目的等に供しないことが明らかになった土地

(2) 農用地区域からの除外

以下のいずれかの要件を満たす土地について、農用地区域からの除外を検討する。

①集落介在地について

集落に介在する農用地等については、農用地区域設定当初における設定の趣旨を十分勘案して慎重に取り扱うものとし、除外に当たっては最小限にとどめるものとする。この場合、農用地等が荒廃している等土地利用現況にとらわれることなく、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難と認められる次の要件を満たす土地を農用地区域から除外を検討する。

ア 原則として 3 方向または 4 方向が農用地等以外に囲まれた土地で、集落内に介在し、既存農用地区域内農用地等と一体的な利用が困難な、概ね 30a 以下の土地。

イ 除外することによって近隣の農用地等に与える影響が軽微である土地。

ウ 関係農家の農業経営上の支障が少ない土地。

エ 農業生産基盤整備事業から相当期間（20 年以上）経過している土地。

※ アの考え方の基準となる面積については、県営ほ場整備事業では、高性能な機械による営農が可能な単位として、30a が一ほ場の区画面積の基準とされていることから 30a に設定。

②近代化不可地について

過去に国または県が実施または補助する農業生産基盤整備事業（工事完了後から 30 年以上経過した事業を含まない）が実施されておらず、今後とも実施される見込みがない土地で、効率的な近代的農業が営めないと認められる農用地については、農業の近代化を図ることができない土地として農用地区域から除外する。

③山林介在地について

山林に介在する農用地等については、農用地区域設定当初における設定の趣旨を十分勘案して慎重に取り扱うものとし、除外に当たっては最小限にとどめるものとする。この場合、農用地等が荒廃している等土地利用現況にとらわれることなく、客観的にみて今後とも農用地等として保全管理することが困難と認められる次の要件を満たす土地を農用地区域から除外を検討する。

ア 原則として 3 方向または 4 方向が農用地等以外に囲まれた土地で、山林等に介在し、既存農用地区域内農用地等と一体的な利用が困難な、概ね 30a 以下の土地。

イ 除外することによって近隣の農用地等に与える影響が軽微である土地。

ウ 関係農家の農業経営上の支障が少ない土地。

エ 農業生産基盤整備事業から相当期間（20 年以上）経過している土地。

※アの考え方の基準となる面積については、県営ほ場整備事業では、高性能な機械による営農が可能な単位として、30a が一ほ場の区画面積の基準とされていることから 30a に設定。

④個別具体的な計画のある農用地

農業振興地域整備計画の達成に与える影響が軽微で、農用地利用計画変更の要件のすべてを満たし、その計画に緊急性があり、他法令の許可等の見込みがあり、実現の見込みがある土地について農用地区域から除外を検討する。

(3) 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業振興地域内農用地の約 55%にあたる約 569ha において、ほ場整備事業、かんがい排水事業、農道整備事業等が実施され、ほぼ完了している。

なお、早期に基盤整備を完了した地区においては、用排水路や水門ゲートの老朽化が問題となっている。そのため、用排水路や水門ゲートの補修、排水路の改良、湛水防除施設更新等の事業の実施に努める。

(1) 北部地区

大正時代に耕地整理が行われた地域及びほ場整備事業実施地区においては、優良農地として確保し、農業生産性の向上に努める。

(2) 東部地区

ほ場整備事業実施地区は優良農地として確保し、農業生産性の向上に努める。また、農村環境の整備を図り、樹園地の保全に努める。

(3) 南部地区

基盤整備が完了しており大型機械を利用した水稻の作付けが行われている。今後は老朽化した用排水路の改良、集落間の道路整備を図る。

2. 農業生産基盤整備開発計画

該当なし

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4. 他事業との関連

該当なし

第3 農用地等の保全計画

1. 農用地等の保全の方向

農地の保水機能、景観資源としての機能を重視し、耕作放棄地や遊休農地の有効活用を積極的に進めるとともに大雨等自然災害から農地を守るため、たん水防除施設の拡充に努める。

このほかに、農業経営基盤強化促進事業を活用し、積極的に認定農業者や意欲的な農業者に農地の集積を図る。また、耕作放棄地の解消方策として一般市民が積極的に農業体験できる市民菜園としての利用を推進する。

なお、早期に基盤整備を完了した地区においては、用排水路の老朽化、住宅との混在化に伴う生活污水の用水への混入など様々な弊害が発生している。そのため、用水路のパイプライン化、排水路の改良、たん水防除施設の更新等の事業の実施に努める。

2. 農用地等保全計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
国営総合農地防災事業	用排水路改修	北部・南部	ha 9,307	1	新濃尾地区 (H10～R9)
水質保全対策事業	用水管改修	北部	23	2	新岩倉用水地区 (H30～R9)
農業水利施設保全対策事業	用水管改修	北部・南部	133.7	3	合瀬川地区 (R5～R7)
合瀬川水系用排水施設整備事業	用排水路改修	北部・南部	133.7	4	合瀬川地区 (H7～R7)
たん水防除事業	排水機場改修	南部	89.7	5	小牧小木2期 (H31～R10)
防災ダム事業	耐震対策	東部	1.6	6	屋土池 (R4～R7)
防災ダム事業	耐震対策	東部	2.9	7	砥洞池 (R5～R8)
防災ダム事業	耐震対策	東部	0.9	8	扇田池 (R6～R8)

別添 農用地等保全整備計画図

3. 農用地等の保全のための活動

農業従事者の高齢化、後継者不足、農家以外の者の農地取得等により荒廃農地の増加が予想される。これに対応するため、小牧市農業委員会による農地バンク制度の創設、人・農地プランや農地中間管理事業の推進に関する法律および農業経営基盤強化促進法に基づく各種事業による認定農業者等への農地集積を進めるとともに、規模拡大に意欲的な農業者の育成に努め荒廃農地や

農地の機能低下を防止する。本市の農業の担い手となる農業従事者の所得の向上や労働時間等の環境の改善を推進する。

また、東部地区では池之内市民菜園や農業体験農園及び(仮称)小牧市農業公園を整備し、農業体験講座を実施するなど、身近で農業にふれあうことができる環境づくりを推進し、市民の農業への関心を高めるきっかけを作る。

大山、野口、林、大草の4地区においては、平成19年度より農地・水・環境保全向上対策(農業農村多面的機能支払事業)を実施し、各地域の共同活動による農地のり面の草刈り、水路の管理、農道の補修等を行い、優良農地の保全と耕作放棄地の解消を目指す。地域の共同活動による農地のり面の草刈り、水路の清掃、農道の補修などの活動を支援する。

また、農業協同組合による作業受委託の調整機能を有効に活用し、耕作放棄地の作業受委託の推進を図る。

農業用施設を適正に維持管理し、老朽化した施設については、計画的な整備を図っていく。

有害鳥獣による被害は、農業者の生産意欲を低下させるとともに、農作物などに深刻な被害を及ぼすものである。そのため、アライグマやヌートリアなどに関しては捕獲檻を貸し出し、ジャンボタニシに関しては業者委託による駆除を推進、イノシシに関しては捕獲檻やくくりワナを設置するなど、鳥獣による農作物への被害を防除するための取組みを推進していく。また、鳥獣被害防止対策協議会において、鳥獣被害を防除するための協議を図るほか、鳥獣被害防止計画により、鳥獣による被害の傾向を分析するとともに、捕獲計画や取組方針を定めるなど、被害を防止するための施策や総合的な取組みを推進する。

4. 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の整備に関しては、森林環境譲与税を活用し、木材利用の促進を図っていく。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の 効率的かつ総合的な利用の促進計画

1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業は、昭和40年代を境にして積極的に工場や住宅団地の誘致を図ってきたことや、国の高度経済成長政策による人口の都市集中及び東名・名神高速道路、中央自動車道の開通に伴い交通主要型都市へ成長したことにより、農業労働力の第2・3次産業への流出をもたらした。農地の減少や農業者の高齢化と後継者の減少等の問題が提起されている。

また、同時に進行した人口急増による都市化現象は、農村地域に土地利用の混在化をもたらす結果となった。

こうした中で農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大農家への農地の流動化は進展をみないまま推移してきたが、近年、機械更新時や世代交代等を機に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

このような地域の農業構造の現状及び見通しの下に、農業を職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものになるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的・安定的な農業経営の強化・育成を図る。

具体的な経営の指標は、農業経営の発展をめざし、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得を得られるだけの年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとし、これらの経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等についても、地域の他産業従事者と概ね同水準の年間労働時間を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得の確保ができる農業経営を目指す人材の確保・育成を図る。

効率的かつ安定的な農業経営の農業労働時間・農業所得目標

農業労働時間	農業所得	備考
主たる従事者1人あたり 年間1,800時間程度	主たる従事者1人当たり 年間概ね400万円 基幹経営体当たり 年間概ね800万円	※基幹経営体 経営規模から、他産業と比べて遜色ない所得を確保しうる効率的かつ安定的な農業経営体(主たる従事者2人を想定)

新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の農業労働時間・農業所得目標

農業労働時間	農業所得	備考
主たる従事者1人あたり 年間2,000時間程度	主たる従事者1人当たり 年間概ね250万円程度	地域の他産業従事者と概ね同等の年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ実現可能な所得目標とする。

出典：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年度）

	営農類型	目標規模	作目構成	戸 数 (経営体数)	流 動 化 目標面積
基幹経営体	水稻主体	70ha	水稻 15ha 加工用米 10ha 延べ作業受託 45ha	—	—
	果樹主体	1.6ha	桃	—	—
		1.3ha (内ハウス 0.2ha)	ぶどう	—	—
	畜産主体	20,000 羽 (成鶏常時羽数)	養鶏（採卵鶏）	—	—
		100 頭 (常時飼養頭数)	養豚（一貫経営）	—	—
		400 頭 (常時飼養頭数)	養豚（肥育経営）		—
経営ステップアップ体	水稻主体	85ha	水稻移植 20ha 水稻直播 20ha 延べ作業受託 45ha	—	—

出典：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和 5 年度）

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の集約化の向上を図るため、小牧市農業委員会の農業委員、農地利用最適化推進委員及びJA尾張中央等の協力を得て、農地中間管理機構による農地中間管理事業等を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し、分散する農用地の集約化を促進していく。

2. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

地域における遊休農地や農地の荒廃化の解消のため、農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進事業の活用等により利用権設定や農協による農作業受委託を推進し意欲ある認定農業者などへ農地の利用集積を図る。

小牧市、小牧市農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員、JA尾張中央(春日井市・小牧市)地域担い手育成総合支援協議会、土地改良区等関係機関及び関係団体の役割分担と緊密な連携の下、今後、効率的かつ安定的な農業経営を目指す新規就農者を含めた地域の農用地の利用集積の対象者(農用地の受け手)の状況等に応じ、地域の地理的自然条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、地域の農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める観点から、利用集積の対象者の間の協議・調整を行うため、JA尾張中央(春日井市・小牧市)地域担い手育成総合支援協議会を活用し、積極的に協議・調整を行う。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1. 農業近代化施設の整備の方向

本地域では、地理的条件から都市近郊農業が盛んであるが、経済の変化に伴い農家を取り巻く情勢の変化は著しく、農業経営の零細化、労働力の流失をもたらした。このため、次のような方針により近代的農業の生産体系の確立を図ることが必要である。

- ① 地域農業生産目標の設定と農地の効率的利用
- ② 地域農業の核となる担い手農家の育成
- ③ 農業生産基盤の整備による集団的優良農地の確保
- ④ 大型機械の導入による農作業の省力化
- ⑤ 集出荷施設と生産出荷組織の活用
- ⑥ 農作業の受委託の推進

(1) 北部地区

本地区の水田では米が中心に、畑では野菜が作付けされている。水田では、米を重点作目とし、機械設備の整備により耕起から出荷まで一貫性のある作業体系を確立し、現在あるトラクター等の大型機械については、適正に管理し現状を維持していく。

(2) 東部地区

本地区の水田では米が、畑では普通野菜と一部で施設花きが、樹園地では桃、柿、ぶどう、いちじくが栽培されており、また、養鶏も行われている。水田では、米を重点作目とし、すでに一部では穀類共同乾燥調製施設の設置、トラクター、コンバイン等の大型機械の整備等により農作業の受委託が進められており、経営規模の拡大が図られているが、更なる推進に努める。畑では、施設花きを重点作目とし、生産の機械化と経営規模拡大の推進を図る。樹園地は、桃、柿、ぶどう、いちじく等果樹を重点作目とし、スピードスプレヤー等の整備により作業の省力化が図られている。養鶏ではウインドレス鶏舎の導入により、施設の改善が図られている。また、高級地鶏「名古屋コーチン」の種鶏を供給する「愛知県畜産総合センター種鶏場」と市内の養鶏農家及び小牧市が計画している（仮称）小牧市農業公園が連携することにより6次産業化及び差別化できる商品づくりへの取組み、養鶏の魅力発信等により市内養鶏の振興を図っていく。

(3) 南部地区

本地区の水田では米が、畑では露地野菜が主に作付けされている。水田では、米を重点作目とし、パイプライン化による用排水分離により水質の保全を図るとともに農作業受委託を推進し、大型機械による省力化を進める。畑では、露地野菜のさといもを重点作目とし、産地の生産基盤の再編強化を図る。現在あるカントリーエレベーター等の近代化設備については適正に管理し、現状を維持していく。また必要に応じて整備する。

2. 農業近代化施設整備計画

該当なし

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

新規就農者の確保育成を促進するため、農業協同組合等関係機関との連携を密にし新規就農者、女性農業従事者、定年帰農者への営農指導を進めて就農支援をしていく。

また、安定的な農業経営を促進するため、認定農業者制度の活用、家族経営協定の締結、6次産業化の促進等により就業環境の改善を推進する。

そのほか市の農業体験講座など農業協同組合と一体となって取り組むことにより、新たに農業を目指す機会を増やすことで新規就農者の育成を図る。

2. 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3. 農業を担うべき者のための支援の活動

意欲ある農業者を積極的に認定農業者へ育成するとともに、認定農業者が効率的かつ安定的な農業経営を実現するための支援を行う。また、農地中間管理事業及び地域計画を活用し、農用地の利用集積へと誘導を図る。また、農業次世代人材投資資金等を活用し、就農希望者や新規就農者の所得を確保することで、就農の支援を行う。東部地区においては、池之内市民菜園や農業体験農園及び(仮称)小牧市農業公園を整備し、農業体験講座を実施するなど、身近で農業にふれあうことができる環境づくりを推進することにより、市民の農業への関心を高めるとともに農業を担う者への門戸を開く。

また、「果樹産地構造改革計画(令和 2 年度)」に基づき、農業者の高齢化が進む果樹栽培に対応するため、モモ栽培サポーター養成講座を実施し、新たな担い手の育成及び定着を図る。

4. 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市は、昭和40年代に積極的に工場誘致等に取り組み、また、東名・名神高速道路、中央自動車道の開通により、田園都市から県内有数の内陸工業都市へと大きく変貌した。その結果、農家の中心的な働き手が他産業に就業し、兼業農家が多く生まれた。そのため、農業専従者は大きく減少しその後も依然として減少傾向にある。

今後も農業専従者の高齢化、後継者不足が一層進むものと思われるため、農業従事者が働きやすくなるよう情報共有等により、就業環境の向上を図る。

また、青年や若者がやりがいや魅力を持って農業に就業できる環境の場を図る。

農外就業の機会確保については、既存企業の育成を図るとともに、本市への企業立地を奨励することで、農外就労を希望する市内農業従事者の安定的な就業機会を図る。

単位：人

区分	従 業 地								
	市町村内			市町村外			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	143	69	212	166	45	211	309	114	423
自営兼業	86	40	126	12	4	16	98	44	142
出稼ぎ	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日雇・臨時雇	34	55	89	16	24	40	50	79	129
その他	28	24	52	2	5	7	30	29	59
総 計	291	188	479	196	78	274	487	266	753

(注) 資料：農業振興地域整備計画及び地域計画に関する意向調査結果(R5)

2. 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

6次産業化に向けた取組や産地直売所などの地域資源の活用を促進する。

また、農業従事者の安定した就業の場を確保するため、本市への企業立地を奨励し、農外就労を希望する市内農業従事者には安定的な就業の機会を図り、次世代成長産業を含むバランスの良い産業集積を持続的に高めるとともに、経済・雇用・財政の基盤が確立された活力あるまちを目指す。本市への企業立地を奨励するため、企業立地促進補助制度により積極的な誘致を図るとともに、工場の増設や設備投資についても支援する。

3. 農業従事者就業促進施設

該当なし

4. 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1. 生活環境施設の整備の目標

(1) 安全性

交通安全については、交通ルール・マナーを周知するため、安全教育の徹底と運動を推進し交通安全意識の高揚を図る。防犯対策は、防犯意識の高揚を図り、市民が安全・安心できる犯罪が起りにくい環境の整備に努める。

(2) 保健性

多様化するごみを資源化し、環境衛生上支障なく処理をするため、減量とリサイクルの推進に努める。平成 15 年には小牧市環境基本条例を施行、小牧市環境基本計画を策定し小牧市の環境の保全や創造に関する基本的な考え方や施策の方向性を示した。

下水道は、五条川左岸流域下水道との連携のもとに整備を進めており、市街化区域とその周辺を合わせた 3,667.0ha の整備を目指している。現在の事業許可区域は 2,675.7ha であり、昭和 62 年 4 月に供用を開始した。令和 5 年 3 月 31 日現在の供用開始区域は 2,319.4ha、人口比でみた普及率は 77.9%となっている。今後、事業認可区域内の早期整備と区域の拡大を図る。また、市東部の一部地域においては、農業集落排水事業が平成 16 年 11 月供用開始している。

市民一人ひとりの健康を守るため、市保健センターを中心に地域の医療機関や保健所の協力を得て健康の保持・増進、感染症の予防、医療体制の促進を図る。

(3) 利便性

名鉄小牧線は、平成 15 年 3 月に名古屋市営地下鉄と接続したことにより、利便性が格段に向上したが、さらなる利便性の向上に向け、複線化工事等の機能強化を関係機関に働きかける。また、市内交通網の確保・維持に努めているが自家用車に依存する度合いが高いため、幹線道路、生活道路の早期整備を計画的に推進する。

(4) 快適性

集落内及び集落間を結ぶ生活道路の整備を図るとともに、地区運動広場などの公共施設の整備に努める。その中で、総合公園「市民四季の森」は平成 16 年度末、運動公園「小牧市スポーツ公園」が平成 19 年度末に全面供用開始となった。また、身近な農業を通じた食の大切さを理解する場とともに、里山を生かし自然環境とのふれあいの場となるよう(仮称)小牧市農業公園の整備を推進している。

(5) 文化性

本市には、文化協会加盟団体が 14 あり、これを中心に市民美術展、演奏会、市民コンサート等多くの文化活動が展開されている。平成 29 年 4 月には、小牧市の文化のさらなる振興を目的として一般財団法人こまき市民文化財団が設立された。また、メナード美術館や特定非営利活動法人中部フィルハーモニー交響楽団など文化・芸術に、市民が触れる機会をより充実させ、市民の文化意

識の高揚に繋げていく。市民の価値観やニーズも多様化し、物の豊かさから心の豊かさが求められるようになり、文化の持つ役割は高まっており、多くの市民が本市の文化に対して愛着と誇りを持ち、心豊かな生活を送ることができるまちづくりを推進する。

2. 生活環境施設整備計画

現在、「食育と環境 ～農と里山の恵み・ふれあい～」を基本理念のテーマにした(仮称)小牧市農業公園の整備を推進しており、身近な農業を通じた食の大切さを理解する場とともに、里山を生かし自然環境とのふれあいの場となるよう取り組んでいる。

また、生活雑排水の増大と排出成分による水質悪化に伴い、取水した用水に起因した水稻の減収や農産物の生育障害が発生したため、生活環境の改善及び農業用水の水質保全を目的に平成16年度から農業集落排水施設(大草浄化センター)の供用を開始しているが、施設が老朽化等していることから補修・改築等を実施していく。

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
(仮称) 小牧市農業公園	野口地内 約 6.0ha	全域	1	
農業集落排水施設 (大草浄化センター)	大草地区 69ha	大草地区	2	

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は自然の資源であり、また国土保全や水源かん用機能及び保健文化機能の多面的機能も有する。森林が持つ多面的機能が発揮できるように森林環境譲与税を活用し、林道整備、計画的な間伐・保育、木材利用の促進、市民と自然とのふれあいの場の提供、普及啓発等の森林環境を整備し保全を図っていく。

4. その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 付図

別 添

1. 土地利用計画図(付図1号)
2. 農業生産基盤整備開発計画図(付図2号 該当なし)
3. 農用地等保全整備計画図(付図3号)
4. 農業近代化施設整備計画図(付図4号 該当なし)
5. 農業就業者育成・確保施設整備計画図(付図5号 該当なし)
6. 生活環境施設整備計画図(付図6号)
7. 農用地区域に含めないことが相当な土地の図面(付図7号)

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地以外の土地を農用地区域とする。

地区・区域 番 号	区 域 の 範 囲	除外する土地	備考
A-1	巾下川以西で大口町との境界線と市街化区域界で囲まれた区域	付図1号に示す黄色、 橙色以外の土地	
A-2	巾下川以东で大口町、犬山市との境界線と市街化区域界で囲まれた区域	〃	
A-3	県道名古屋犬山線以东で犬山市との境界と市街化区域界で囲まれた区域	〃	
B-1	(都)北尾張中央道以北、県道荒井大草線以西で森林区域界と市街化区域界で囲まれた区域	〃	
B-2	県道荒井大草線以东市道野口大草線以西及び県道明知小牧線以北で森林区域界、犬山市との境界線、大山区域界及び市街化区域で囲まれた区域	〃	
B-3	中央高速道路以北、県道荒井大草線以东及び県道明知小牧線以南で野口区域界、森林区域界及び市街化区域界で囲まれた区域	〃	
B-4	県道北尾張中央道以南、中央高速道路以西で春日井市境界線と市街化区域界で囲まれた区域	〃	
B-5	中央高速道路以东、県道荒井大草線以南及び県道高蔵寺小牧線以南で春日井市との境界線と市街化区域界で囲まれた区域	〃	
B-6	中央高速道路以南、県道荒井大草線以北及び県道高蔵寺小牧線以北で春日井市との境界線と市街化区域界で囲まれた区域	〃	
C-1	トラクターミナル、岩倉市との境界線及び市街化区域界で囲まれた区域	〃	
C-2	県道南外山稲沢線以北で、名古屋空港、春日井市との境界線及び市街化区域界で囲まれた区域	〃	
C-3	県道名古屋岩倉線以南で、県道春日井小牧線以西で岩倉市、北名古屋市との境界線及び市街化区域界で囲まれた区域	〃	
C-4	県道南外山稲沢線以南で、県道名古屋岩倉線以北及び名古屋空港、豊山町との境界線で囲まれた区域	〃	

(2) 用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区・区域 番 号	用 途 区 分
A-1	農地： 付図1号に示す黄色の地域 農業用施設用地： 付図1号に示す橙色の地域
A-2	
A-3	
B-1	
B-2	
B-3	
B-4	
B-5	
B-6	
C-1	
C-2	
C-3	
C-4	